

学校教育について(グローバル社会を生き抜く人材育成)

質問

皆さん、おはようございます。吹田新選会、足立将一、お許しをいただきまして代表質問を行います。

発言通告書にございます不信任決議案を提出する前に確認しておくべき事項につきましては、一番最後に回させていただきます。

本日で、東日本大震災から3年でございます。犠牲になられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。私たちは、あの深い悲しみを決して忘れてはなりません。そして、生きるということ、年を重ねるといことは、多くの大事なものを背負っていくことだと、弱冠 28 歳ではございますが、私は考えております。

そして、忘れてはならないのは、同時代の人々の悲しみや喜びだけでなく、過去の人の悲しみ、同じ地に生きた過去の人の悲しみや喜びについても同様でございます。

私たち日本人は、2000 年を超える長い歴史を持ち、背負うべきものは非常に重いものがございます。その重みこそが日本人であることの誇り、そしてアイデンティティーである、そういうふうに私は考えております。

さまざまな経験を契機に再び日本人が心を合わせることができるよう、私自身も政治家として力を尽くしてまいります。

そのことに関連いたしまして、まず学校教育について伺います。

総合計画でも、あえてグローバル社会を生き抜くという言葉が記載されております。昨年度の対応できるから一步踏み込み、生き抜くという言葉が使われたところに、コミュニケーションだけでなく、将来的な就労等の意図も含んでおられるのかと推察いたしております。

昨年3月にグローバル人材の定義について伺った際に、市長からは、異なる文化への理解、言語や習慣の違いに戸惑わずコミュニケーションできる力といったような答弁をいただきました。当然、それだけでは生き抜くことはできません。

新興国の東南アジアでは、西欧諸国による占領の影響や多民族国家であるがゆえに公用語や第二公用語が英語となっている国もたくさんございます。今後、日本の若者たちが交流する、あるいは経済的に競争することとなるアジアの若者にとって英語が話せることは当たり前のことでもあります。英語を使ったコミュニケーション力が必要ということ自体、反対するものではございません。しかし、なぜ日本ではこれまでそれほど英語が重要視されなかったのか、そういうことも踏まえると、それだけでは、英語力だけでは足りないのではないかと考える次第でございます。

今回、生き抜くという言葉に込められた意味、グローバル社会を生き抜く力とはどのようなものとして定義されているのでしょうか。そして、もう1点、なぜこれまで日本で

はそれほど英語力が重要視されてこなかったのか、そしてこれからなぜ重要視されるのか、学校教育部長の御意見をお聞かせください。

富田卓己学校教育部長

グローバル社会を生き抜く力については、児童、生徒が日本人としての自覚と誇りを持ち、グローバル化や多様性が進む社会においても活躍できる資質や能力を示しております。

また、今、これまで英語がそれほど重要視されていなかったが、今後はどうしてそういう形で重要視されてくるのかということですが、やはりこの5年、10年という中で、本当に日本が国際化の中で進んでおります。その中で、外国の方々と積極的に交わる中で、コミュニケーションを通して、その中で生活していく、そういうような事柄がますます増加してくるものと考えておるところでございます。

質問

ありがとうございます。なぜ、これから英語が重要視されるかという点について、私の所見ではございますけども、少子高齢化が進み、今後、10年後、20年後、国力は明確に人口減少とともに落ちるといふふうに考えております。その結果、他国とどうしても経済的にやりとりをしなければならない、それは東南アジアの国を見ても明確でございます。そういった厳しい環境こそがグローバル化である、単に国際交流だけではなく、そういった厳しい状況も踏まえて国際化であると私は考えております。

昨年末に、文部科学省からグローバル化に対応した英語教育改革実施計画というものが発表されております。それを見てみますと、グローバル化に対応するための教育として、英語によるコミュニケーション能力の養成に加え、日本人としてのアイデンティティーに関する教育の充実、国語教育、伝統文化、歴史教育、道徳教育が明記されております。あえてそのようなことが明記された意味については、どのように理解されておられるでしょうか。

富田卓己学校教育部長

平成25年(2013年)に文部科学省が発表いたしましたグローバル化に対応した英語教育改革実施計画に日本人としてのアイデンティティーに関する教育の充実が明記されておりますのは、グローバル化が進む国際社会において英語でコミュニケーションを行う際、日本人としての自覚と誇りを育む必要があることを示しているものと考えております。

質問

先ほどもお答えいただきまして、そして今回も御答弁にございますけども、この日本人としての自覚と誇りというものをたびたび強調されておられます。なぜグローバル化が進むと日本人としての自覚と誇りが重要であるというふうになっておるのでしょうか。その点について、学校教育部長の所見をお聞かせください。

富田卓己学校教育部長

グローバル化が進み、世界で活躍できる日本人を育てるためには、その基礎となる伝統文化を初めとする自国に関することを学び、日本人としての自覚と誇りを持つ心を育むことが大切であると考えております。

そして、日本人としての自覚と誇りを持つことは、自国の伝統文化を継承し、発展させることとなり、ひいては他国を尊重することにもつながるものと考えております。

質問

なぜそういったアイデンティティーが必要かと申しますと、簡単でございます、海外旅行に行ったメンバーあるいは仲間や友人に聞いておきますと、必ず海外に行くと日本のことを聞かれる。そして、歴史のことも聞かれる。文化のことも聞かれる。そういった際に、そういったことを答えれる、日本人として答える、それこそが日本人のアイデンティティーを養成し、そして国際化に対応する、日本人として対応する、そういった意味合いがあると私は考えております。

我が市が国の英語教育改革に先駆けて英語教育に力を入れる、そのことは私はよいと思います。しかし、その意味、グローバル社会に生き抜く力をつけるという本来の意味をつかみ損ねては意味がございません。国が出しておる指針も踏まえて、グローバル社会に生き抜く力を育む教育について、今後、どのように取り組まれるのか、具体的なことをお聞かせください。

富田卓己学校教育部長

グローバル社会に生き抜く力を育む教育の今後の取り組みについてでございますが、今年度、新規事業として英語コミュニケーション体験事業を開始し、昨年8月には小学校3・4年生を対象に、子供たちが英語だけで過ごしながらコミュニケーションを行う体験活動、すいたえいご Kids を実施いたしました。

平成26年度(2014年度)は、引き続き、すいたえいご Kids を実施するとともに、全ての小学校での1年生からの英語活動実施を目指し、まずは三つの小学校で開始したいと考えているところでございます。

また、本市では、教育活動全体を通じた国語力の向上として、コミュニケーション力及び思考力、判断力、表現力を育成するために言語活動の充実等を図っており、英

語教育だけに特化するのではなく、国語力を初めとする日本人としてのアイデンティティーを大切にした取り組みについても進めてまいりたいと考えております。

質問

ありがとうございます。先ほども申し上げましたけども、英語教育を行う意味というのは国際社会に対応するということでございます。その意味も踏まえて、英語だけではなく、英語を特化するのであれば、それと同時に国語教育、明言していただきました国語教育や道徳教育、歴史教育、そういったものもしっかりと力を入れて行っていたくことこそが国際社会で生き抜く力であると思いますので、どうぞそのあたり、よろしく願いいたします。

先日、渡邊五郎三郎という、青年海外協力隊を立ち上げられた方の記事を拝読いたしました。戦後、独立を果たしたアフリカの元首たちが来日して天皇陛下に拝謁されたときに、お礼を申し上げたかったと言ったそうです。青年海外協力隊でやってきた日本の青年が、我が国の産業を興すために尽力してくれたばかりでなく、時間を守り、周囲を清潔にし、老人を大切にするなど、生き方を通じて我が国に新しい空気を起こそうとしてくれると。そのようなお話を聞いたときに、私は果たして、私自身が果たして日本人らしく生きていられているか、グローバルを生き抜く人材を吹田から輩出するに当たり、私自身がグローバルな、グローバルを生き抜く人材たり得るか、自問自答しているところでございます。

海外に行くと、日本人であるというだけで感謝されることもございます。過去の日本人が踏み行ってきたこと、そういった日本人らしさこそが、日本人としてグローバル社会を生き抜く、世界に平和をもたらす魅力的な力ではないでしょうか。そして、その力こそが世界により影響を与える国となる重要な要素ではないでしょうか。

我がまち吹田が、万国博覧会が開催された栄誉あるまちであることも踏まえ、吹田らしい、本当の意味でのグローバル社会を生き抜く力、このことをしっかりと定義し、考えて、そしてそれを育む教育を行っていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

この点につきまして、教育委員の御所見を伺いたいと思います。

富田卓己学校教育部長

グローバル社会を生き抜く力につきまして、教育委員にとのことでございますが、グローバル社会を生き抜くためには、児童、生徒が日本人としての自覚と誇りを持ち、他者と積極的にかかわり、自分の意見を相手に伝えるとともに、相手の意見にも耳を傾ける力や、国際的なコミュニケーションのツールとして英語を活用できる力を身につけることが重要だと考えております。

以上でございます。

大谷佐知子教育委員会委員長職務代理者

本市は今、万博公園周辺の都市の魅力向上、吹田操車場跡地のまちづくりと、関西にとどまらず日本全体の活性化、経済発展の拠点の一つに飛躍しようとしています。

吹田で育った子供たちには、日本人としてのアイデンティティーを基盤とし、将来、異なる文化への理解と、言語や習慣の違いに戸惑わず、さまざまな人々とコミュニケーションを図ることができるグローバル社会を生き抜く力を身につけ、国際社会で活躍してほしいと願っています。

質問

ありがとうございます。実際に日の丸を背負われた方の言葉、本当に重いものがございます。本当にグローバルを生き抜く人材を育てるに当たっては、やはりグローバルを生き抜く力を持った人材でなければ育てることができないというふうに私は考えております。もし、教育現場にそういう人材がもし少ないのであれば、実際に今現在、グローバルで生き抜いておられる方々の意見を拝聴し、どのような教育が必要であるのか、それをしっかりと吹田市として持って、それを教育現場に生かしていただきたい、そういうふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

図書館教育について

質問

次に、図書館教育についてでございます。

児童の国語教育充実の観点から、これまでも数度、学校図書館の整備について提言をさせていただきました。公立図書館のほうでも学校図書館との連携を模索していただき、かつ努力もしていただいていることを仄聞し、非常に感謝しております。

まず、学校図書の購入について伺います。

昨年3月に質問させていただきました当時、学校図書の購入は単独随意契約で行われているとのことでした。これについては、今も引き続き、単独随意契約で行われているのでしょうか。

原田勝教育総務部長

学校の図書の購入についてでございますが、各学校へ配分しております学校配分予算の範囲内において、各学校におきまして購入する図書の選書を行っております。

図書の発注に当たりましては、学校ごとに購入時期や発注数が異なるため、業者に対しての発注回数も多い状況でございます。また、1回当たりの発注数量も1冊から発注することもあり、随意契約により発注しているところでございます。

質問

市長が教育の維新を掲げておられながら学校配分予算が残念ながら減らされてるという状況で、なかなか図書の購入についても厳しい状況があるとは思いますが。

私が前回提言させていただいたのは、バーコードの張りつけやブックカバーの装備など、図書の購入の際に今の単独随意契約の購入ではそういったことがなされずに、読書支援員や図書担当教諭がそういった作業をすると、事務作業、単純作業をしているということでございました。この現状を変えるべきではないかと。読書支援員には読書支援員のお仕事、しっかりと子供と本をつなぐ仕事をしていただくべきではないかという提言をさせていただきました。この現状というのは、その後、変化はございましたでしょうか。

富田卓己学校教育部長

バーコードの張りつけやブックカバーの装備につきましては、現在も読書活動支援者や図書担当教員が行っております。

質問

今も引き続き、そういった単純作業は読書活動支援員さんや図書担当教員がやっておられるということで、今は単独随意契約で裸の状態、そういったブックカバーやバ

ーコードがついてない状況では1割安く買えるということでそういうことを行っておられるということだったんですけども、どう考えても人件費、張りつけるだけではなくてパソコンへの入力作業もございます。そういった人件費も考えると、どう考えてもそういった装備がなされてる本を購入すべきであると、そういうふうに考えております。

契約方法がたとえ単独随意契約であっても、そういった作業をしっかりと行っていただけなのであれば、私はそれでも構わないと思っております。子供たちが本に接する本当に重要な機会でございます、学校図書館。ですので、読書支援員やその図書担当教員はなるべくそういった環境を整備できる、そういった仕事に集中できるような環境を本庁として整えていただきたい、そういうふうに考えております。その点について、教育総務部長、お考えをお聞かせください。

原田勝教育総務部長

今、足立議員から御指摘がございました。現在、その読書活動支援者ということでございますが、契約をするに当たって、その勤務条件の中に学校図書等に際しての登録、分類、装備、配架等、またあるいは、そういったいわゆる今御指摘を受けてるバーコードの張りつけとかの作業が実際にその契約の際に入っております。

そういった現状も含めて、我々としては限られた予算の中で安価にて1冊でも多くの本を子供たちに提供したいと、その思いはずっと持っております。

そういった意味で、御指摘も踏まえて、今現在、先ほども議員からもありました吹田市立図書館と小・中学校の連携会議というのを持っております。そういった意味で、この中でも今御指摘の分についてはちょっと議論をして、より効果的、効率的な方法を模索してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

質問

先ほども国語、学校教育全般の話の中で国語教育の充実ということもおっしゃっていただきました。家で本を読む習慣がある子供はそれで大丈夫なんですけども、なかなかそうではない環境に置かれてる子供もおられると思います。そういった子供たちが本当に本に触れるきっかけというのが学校図書館でございますので、そういった点も踏まえて整備、御協力をよろしく願いいたします。

次に、学校図書の選定基準について伺います。

前回、12月に質問させていただきましたけども、現在のように吹田市で図書の選定基準がない状態では、仮にある書物が何らかの問題となった際、選書についての責任が司書教諭や校長に行くため、問題ではないかという指摘をさせていただきました。12月に研究するという答弁をいただきましたので、あえてこの3月定例会までに結論を出すよう、お願いしておったところでございます。

図書選定基準について、設けられることとなったのでしょうか、お聞かせください。

富田卓己学校教育部長

学校図書の選定基準につきましては、さきの12月定例会の御質問でいただきました全国学校図書館協議会図書選定基準を参考に、本市として基準を設けることの必要性も含め、今後、関係部局と研究する予定でございます。

以上でございます。

質問

12月に研究するという答弁をいただいて、今回も研究するというので、どれだけ研究をするんだという話でございますけども、重要な点はですね、さきの議会でもある書物について政治的な問題があるのではないかと質問をされた議員もおられます。その本を学校図書館に置くかどうかの判断が、今、校長先生に委ねられてる状況でございます。仮に基準があると、そういった本がある場合でも、それは吹田市の図書選定基準に合っているから置いているんだというお答えで、校長先生の責任にはならないところでございます。なるべく現場の先生がそういったことに責任を押しつけられないような環境を本庁としてはとるべきだ、そういうふうにして考えて私はこの質問をさせていただきます。

改めて伺いますけども、この図書選定基準について、いつまでにお答えは出しているんでしょか。

富田卓己学校教育部長

ただいま議員のほうより御指摘ございました。12月にいただいておきながら、この3月というところではなかなか結論が出ておらないところでございます。次回の議会までにできるだけ、次回の議会までにしっかりと学校教育部のほうでも議論を詰めていきたいというふうに考えております。

意見

ありがとうございます。次回の議会までには結論をいただけるということですので、その際には私も改めてその学校図書館の、よりよい学校図書館の整備について、他市事例を踏まえながら御紹介させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

H26.3 保育所民営化について

質問

次に、保育所民営化について伺います。

先日も民営化第1園目の南保育園で説明を行っていただき、まことにありがとうございました。これまでの説明会のスケジュールを見ておりますと、部長を初め職員が各園に出向き、丁寧に何度も説明会を行っていただいていることがわかり、非常にありがたいと思います。

先日、私のもとにインターンに来てる学生に他市の事例も調べさせましたが、やはり時間をかけて丁寧に説明することこそが、大きなトラブルなく民営化を実施する最良の手段であるようです。丁寧な説明、これはありがたいのですが、やはり民営化園決定からのスピードが速いのは事実でございます。昨年の9月に民営化園が決まってから、ことしの9月には事業者が、第1園目ではございますが、南保育園の事業者が決定される。その事業者選定委員会の設置については、今議会でも条例が上がっております。

そんな中、前回の南保育園の説明会において、果たして本当にこども部が設定しているスケジュールで間に合うのか、9月に間に合うのかという不安が保護者から上がっております。

まず、今後のより具体のスケジュール、民間事業者選定終了までの選定委員会の回数や保護者に対する説明会の回数、どのような予定か、お聞かせください。

春藤尚久こども部長

公立保育所民営化の今後のスケジュール等についてでございますが、平成26年度(2014年度)には、民営化第1園目に当たります南保育園を対象として、学識経験者、南保育園の保護者など外部委員によりまず移管先選定委員会を設置し、公募条件、選定基準などの検討とともに移管先の選定を行っていただく予定でございます。

同委員会の開催については7回程度を、移管先の募集については本年7月、移管先の決定については本年9月をめどに進めていきたいと考えております。

今後、南保育園の保護者に対しまして、次年度に同委員会が開催される前に保護者説明会を開催し、公募要領案などを説明する予定でございます。さらに、公募要領の決定や事業者の決定時など、必要に応じて適宜、保護者説明会を開催してまいりたいと考えております。

質問

説明会で保護者の方々の御意見を聞いておりますと、不安に思われているのが、どこまで保護者の要望が聞いてもらえるのかという点でございます。私自身もその説明会

を聞いておって、本当に間に合うのかなと感じた部分はですね、次に募集要領の案を、たたき台を出して、それを保護者にアンケートをとって、意見を吸い上げてと、それを反映するというふうなプロセスを踏んでいくんだという御説明があったんですけども、7月に事業者選定の募集をかけるということで、本当に事務作業的にもタイトなスケジュールを組まれてるなというふうに考えております。

そういった点で、第1園目でございますから、部長自身も絶対に失敗できないというふうに、成功させるんだというふうに思われてると思いますので、なるべく丁寧に、寄り添って、でも事務作業は素早くという形で進めていただきたいと思います。

具体的な保育内容については、やはり事業者が決まらなければ、9月以降でなければなかなか詰められないという点はやはり十分理解しております。また、新しい事業者が行う保育、実施する保育が子供たちにとって今よりもよりよいものであれば、それを実施していただくことも重要であると私は考えております。

しかし、安全にかかわる要望の部分については、ある一定の担保をとることも必要ではないかと考えます。その点について、具体的な保護者の要望と、それに対することも部としての対応についてお答えください。

春藤尚久こども部長

保護者の要望についてでございますが、民営化園の保護者を対象とした実施アンケートでの御意見、御要望を踏まえ、民営化後の看護師配置、アレルギー児への対応、また発達支援の必要な児童の受け入れなどは、民営化移管先選定の公募内容や選定基準に盛り込みながら案を作成してまいりたいと考えております。

また、移管先選定委員会の委員として当該園の保護者代表にも参画していただくことで保護者の意見を伝える機会もございます。さらに、事業者決定の後も保護者代表、事業者、市の3者懇談会において、保護者から直接、要望内容を事業者へ伝える場も設定するなど、できる限り保護者の方が安心していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

意見

ありがとうございます。その具体的な像が明確になるたびに保護者の方々は安心を増していくと思います。ただ、本当に厳しいスケジュールだと私も感じておりますので、そういったこともしっかりと踏まえて、一度立ちどまるような必要がある際は、しっかりと立ちどまるという勇気も持っていただければというふうに、これは市長の判断になるかと思っておりますけども、よろしく願いいたします。

不信任決議案を提出する前に確認しておくべき事項について

質問

次に、不信任決議案を提出する前に確認しておくべき事項について質問させていただきます。

おととしの9月定例会から問題となっておるグリーンニューディール基金に係る単独随意契約の問題ですが、先日、和田委員長から報告がございましたとおり、100条委員会としての結論がまとまりました。準備会、委員会を合わせると100回を超え、作業部会や議論の準備等を考えると、議会として膨大な時間と労力をこの件にかけさせていただきました。それも全て税の執行をチェックする議会の務めを果たすためであり、かつ可能な限り客観的に、慎重に結論を出す必要があると委員会の中でなつたからでございます。

その結果、市長を応援される会派も含めて、全会一致で、全会一致で100条委員会の結論は承認されました。

思えば時間もかかり、大変な作業でございましたが、議会としても収穫があったと思います。私は今、議会改革特別委員会の委員長を仰せつかっておりますが、例えば今回のように議員が会派を超えて一つの目的のために議論し、情報を共有し、互いの力を出し合う、そういったことを市にとって重要な案件や議案においても頻繁にできれば、吹田市議会が二元代表制を担う一翼としてよりよい機関になると、今回の経験を経て考えさせていただきました。

さて、本題に入りますが、まず今回の100条委員会の調査の結果、800万円の損害賠償、少なくとも800万円の損害賠償を市長個人は支払うべきという結論を出させていただきました。その理由といたしましては、既に報告書で述べたとおりでございます。

この点について、まず市長、市にお支払いになっていただけるのか、お答えください。

牧内章総務部長

市長にとのことでございますが、まず担当から御答弁申し上げます。

太陽光発電設備設置工事請負契約により本市に生じた損害約800万円を市長が賠償すべきとのことでございますが、同契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の緊急の必要により競争に付することができない場合に該当し、違法な点はなく、補助金適正化法第11条の善管注意義務に反するものでもなく、また中核市・特例市グリーンニューディール基金交付要綱に定めた交付取り消し事由にも該当しないものと考えております。

したがいまして、市長に賠償責任は生じないものと考えております。

以上でございます。

井上哲也市長

グリーンニューディール基金を活用した太陽光パネル設置工事の契約につきましては、先ほど担当部長からの御答弁で申し上げましたとおり、法で認められた手法で締結しているものであり、違法性はございませんので、賠償すべき責任はないものと考えております。

質問

端的に言うとお支払いいただけないということで、先ほど聞いてもないのに部長が答えいただきましたけども、私ども 100 条委員会としてはたくさんの根拠を示した上で、例えば違法性のことについても、いや、違法であるということを明確にした上で、なぜ違法かも明確にした上で、賠償すべきであるという結論を出させていただきました。こういった根拠を提示した上で、そういったことをおっしゃるのは非常に残念でございます。

100 条委員会の結論に市長御自身が納得いかない理由、私たちが出した結論に納得いかない理由をお聞かせください。

井上哲也市長

違法性については、先ほど担当部長が御答弁申し上げました。違法性はないということでございます。それは、先ほど担当部長のほうから申し上げましたとおり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当するというので御答弁申し上げましたとおりでございますので、御理解ください。

質問

今、100 条委員会の結論というか調査ではですね、そういった今回のように補助金を返還しなければいけない事由というのは、そういった緊急性、167 条の 2 の第 5 号ですかね、には該当しないというふうな形で違法性を言わせていただきました。

じゃあ、なぜ市長はそれを、大阪府の随意契約ガイドラインでもそういったことには、この 5 号は適用してはならないというふうに、市長が昔おられた維新の会の府知事もそういった結論を出しておられます。なぜ、今回、そういった状況でありながら違法でないと言い切れるのか、その根拠をお示してください。

牧内章総務部長

私のほうから答えを申し上げます。

この緊急性ということにつきましては、必ずしもその物理的な緊急性ということだけではございませんで、これは行政上も経済上も甚だしく不利益をこうむる場合というように、逐条でもそのように説明されておりますし、また大阪府の市町村課を通じて総務省のほうに問い合わせをいたしましたところ、これは市長が客観的な事実に基づき、

個別具体的に判断すべきであるということで、市長の裁量の範囲内であるという回答もいただいております。

そういった中で、今回、2月の8日に想像を超える入札差金が発生して、3月の末までにそれを有効活用を図らないという、限られた期限の中でこの5号の緊急性を適用させていただいたということについては違法な点はないということで、これは監査委員からの報告書のほうにもそのように述べられておりますので、我々としては違法な点はないと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

井上哲也市長

今、担当部長が御答弁申し上げましたとおり、違法性がないということでございます。

質問

総務部長もそうですし、市長もそうですけども、果たして100条委員会の調査の報告書を読んでいただけたのかなというふうに思うんです。全くその点も否定させていただいてるはずなんですけども、正式な、議会として法に定められた調査機関である100条委員会の調査報告書であり、その結論はやはり重い、法的に重いというふうに考えております。それを一切無視して御答弁されるその神経がいまいちわからないんですけども、市長は、果たしてこれを読まれて、そして私たちが違法とする、その違法とする根拠はおかしいという理由というのは何なんですか、教えてください。

井上哲也市長

議会は議会でされたことではございますが、我々が主張しているのは、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するということの説明を、先ほど担当部長のほうで申し上げましたとおり、経済的な不利益をこうむる場合にもそういう場合に当たるということでございますので、この件については総務省の見解も含めて違法性がないということを申し上げます。

質問

まずですね、経済的に不利益をこうむる場合というのは、そこだけ切り離してはいけないということもちゃんと100条委員会で述べさせていただきました。それでですね、総務省の見解もこの事案についてではなく、一般的な話でございます。そもそも違法なものについては、市長の裁量すら働かないのが通常の法的見解でございます。そういったことを読んでいただかずにはですね、そういった御答弁をされるのは非常に不愉快でございますけども、今回、市長個人に対する請求でございますので、市の顧問弁護士にこのことも相談し得るかどうかも慎重に検討いただければと思います。

次に、市長の職責について数点伺います。

今回の件を受けての市長の御発言、私の議会質問に対する答弁や、先日、市長が職員に宛てて出されたメッセージを見ておっても、市長は何か問題の本質を見誤っているのではないかというふうに感じます。

まず第1に、市長はこの問題の本質、これが何だと捉えておられますか。

井上哲也市長

まず、私は公明正大だと、ずっと申し上げてきました。そして、ガバナンス推進委員会の結論は、私は一切関与していない、私の関与がなかったということでございますし、監査委員の報告も違法性がなかったということの中で、やはり私が自分の後援会の役員に便宜を図ったかどうかということは非常に大事な視点だと思いますが、そのことについては私は一切かわっていませんと、そういうことを申し上げてきました。

ただ、そのことと、吹田市の職員が事務の不手際をしたと、そういうことについては私は認めさせていただいておりますし、行政のほうも認めさせていただいておりますし、ガバナンス推進委員会からの御指摘もございました。そして、そのことについての私の責任はあるということをずっと申し上げているのが今回の話の中身だと私は認識をさせていただいております。

質問

想定しておったお答えが出て非常にうれしいんですがございますけども、市長の口からやたらと公明正大、公明正大という言葉が出るんです。どうも誤解されているようなので、私のほうから御説明させていただきます。

例えば、今回の問題、市長が議員というお立場であれば、そのお答えでよかったと思います。なぜなら、議員には決裁権がございませんので、幾ら口をきこうとも、それをとめる仕組みを行政側でつくっていただければ問題がないと。しかし、今は市長というお立場でございます。幾ら市長が口で公明正大と言おうとも、決裁されたのは御自身でございます。客観的に見れば、適正に積算した場合よりも800万円も高い金額で市長の後援会役員の方が代表を務められる会社と違法な単独随意契約を行った、そしてその決裁を行ったという状況がございます。

そのような客観的な、そのような契約を決裁したという責任はお認めになるのですよね。

井上哲也市長

先ほどから申し上げましたとおり、契約については適法であるということでございますので御理解ください。

質問

このインターネット中継を見ておられる市民の方も、今のお答えというのは、全然、足立の質問に答えてないんじゃないかなというふうに思われると思いますので、もう一度、同じ質問をさせていただきます。

幾ら市長が公明正大と言おうとも、決裁されたのは市長自身で、客観的に見れば適正に積算した場合よりも800万円も高い金額で市長の後援会役員の方が代表を務められる会社と違法な単独随意契約を行ったと。その決裁を行ったのは市長であると。その決裁の責任は市長にある、それはお認めになるんですよね。

井上哲也市長

800万円の議論については、これは金額の例えば大、小、例えば100万円だから適法であるとか、800万円だから違法であるとか、そういう問題じゃなくて、基本的には契約自身が適法であるかないかの議論がまず来ると思うんです。その契約については、まず適法であるということで御理解をいただきたいと思います。

(「責任の問題である」と発言する者あり)

ですから、適法ですから、私については賠償の責任はございません。

質問

ちょっと100条委員会の見解と対立するので、それもまた、その点については後ほど述べさせていただきますけども、今回、問題なのは、例えばその決裁をしたと。その責任は市長にあると。事務的にはそうです。その責任を逃れるためなのかもしれませんが、報道陣の前で、決裁書類を見ずに決裁判を押ししたという御説明をなさいました。参考人招致でも、私、御質問させていただきました際に、これだけの、これだけ多くの書類があるので全て見ていられないんだと、そういうこともおっしゃいました。市長、それが市長の仕事でございます。

もはやみずからの職責を全うできていないということを市長みずからの口で、公でおっしゃったわけです。その点について、もし市民に納得のいく説明ができるのであれば、お願いいたします。

井上哲也市長

先ほどの議員の御質問でも決裁についての御答弁を申し上げました。適法であるということの中で、その時点ですすね、まず決裁、この段階で市としてマイナスになるかどうかということについては、予見は一切、そのときは持っていません。そして、結果として決裁をさせていただきました。その決裁について私は責任があると、ずっと申し上げてきております。

そして、今、決裁について、市に損害を与えたという事実も生じていないと認識をさせていただいておりますので、御理解ください。

質問

市長、もう一度質問いたします。市長は、報道陣の前で、決裁書類を見ずに決裁判を押したというふうにおっしゃっておられました。それが事実なのかどうなのか、そしてそのこと自体が市長の職責を放棄する、本来やるべき仕事をしていなかったということをご公に言ったということでございます。そのことについて、市民が納得する説明がありましたらお願いいたします。

井上哲也市長

決裁については、先ほども申しましたが、ただいろんな決裁もあります。あの当時も御答弁申し上げましたとおり、市の大きな方針について、やはり考えなければいけないというときには、私も決裁の中身を見て決裁をさせていただいております。ただ、決裁については、副市長並びに担当部長の印がある場合については、私は押す場合もあるということをご申し上げた中で、あの当時はそういう決裁をさせていただいたと。このことについては、担当部長、そして職員を信頼して決裁をさせていただいたということが事実でございますので、決して私の市長としての仕事を放棄したと、そういうことはございませんので、御理解ください。

質問

その説明で果たして市民が納得できるかというのは非常に疑問ではございます。

次にですね、今後の市の対応でございます。

今回、法で定められた正式な議会の調査機関である100条委員会、これは井上哲也氏個人に、800万円の損害賠償をすべきという結論を出しました。井上哲也氏が仮に支払われない場合、市が井上哲也氏に民事訴訟を起こすこととなります。これは、もちろん提訴していただけますよね。

牧内章総務部長

今の市が提訴するかどうかということにつきましては、まずその契約の違法性なり、それから価格が不適正であったというところを前提に、損害が発生をしておるから、そのことを前提に市が提訴すべきという御趣旨かというふうに考えますが、先ほど来、御答弁申し上げてますとおりで、我々といしまして、その契約も適法な、違法な点がなくこれは行えたものでありますし、価格につきましてもそれなりの算出基準に基づいて適正であるというふうな判断の中でこれは契約を締結したものであり、したがって損害が発生しておらないというふうに認識しておりますので、そのことを前提とする

提訴ということは考えられないというふうに考えてございます。

以上でございます。

質問

残念ながら、議会は訴訟の主体となることはできないんです。もし議会のこういった調査を市長が重んじられるのであれば、あるいは執行機関が重んじられるのであれば、この資料をもとに提訴すべきです。議会のこういった調査あるいは判断を、全会一致での判断でございます。この議会の判断を重んじるかどうか、改めて御答弁ください。

牧内章総務部長

今回、その報告書ということを尊重すべきという御趣旨かというふうに思いますが、あくまで提訴ということになりますと、やはり現実的にはその損害の発生というところが必要になってまいるというふうに考えてございます。

我々としては、繰り返しになりますが、そのような損害は発生をしておらないというふうに認識しておりますので、提訴ということには至らないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

質問

質問の趣旨はですよ、今、法的な見解で行政側と、市長側と議会側で対立しているわけですよ。もし議会側のその判断を重んじていただけるのであれば、どちらが正しいか、最終的な判断をするのは裁判所でございます。そういったところに持っていただけるのかどうか、議会のこういった調査のものを、いや、それは私たちの見解とは違いますという形で放置するのか、あるいは吹田市として正式に法的な場で争っていただけるのか、その議会の判断を重んじるかどうかということについて伺ってるところでございます。

市長、どうですか。これは市長個人ではなくて、吹田市長として伺います。

井上哲也市長

まず、議員と我々と見解が違くと。それはもう御認識いただいているその中で我々が提訴するかしないかについては、提訴はできないというのも先ほど御答弁申し上げました。今、市民の皆さんが訴えてる、そのことについても結果を待ってる次第でございます。

ただ、議会が議員として告発できないというのはちょっと理解ができないんです。そ

れはできないんですか。私はできるという認識ですんで、何でしたらやっていただいたら結構だと思います。

質問

残念ながら、今回、損害が発生してるのは市でございます。市自身でございます。市議会ではございませんので、訴訟の主体にはなれないということでございます。

もう一つ、我々の調査報告書に納得できないのであれば、市長はもう一度、必要があれば、事実の誤認等があれば、ガバナンス委員会で再調査するというふうにもおっしゃっておられました。

今回、全く見解が異なるわけですけども、ガバナンス委員会の委員長の副市長に伺います。今後、この結論の違い、判断の違い、どういうふうに扱われるのでしょうか。

太田勝久副市長

ガバナンス委員会においてもですね、これはそういった報道がなされまして、我々みずからですね、調査しなければいけないということで進めてまいりました。それに対しては、私はその限られた期間の中で、あるいは制限もあるという、限界もあるということのみずから認めてはおりますけども、やはり出した答えというのは、我々はそれなりに検証され、そういう判断をした上での結論というふうに思っております。

今回、出していただきました、それとさらにですね、我々みずからですね、今回の契約事務に関しては、地方自治法に基づく長の要求による監査、これも監査委員のほうにもお願いをいたしております。そうした内容、それぞれの答えをいただいと。我々は我々の答えを出した、そういうふうに思ってますし、工事価格の適正についても、ガバナンス推進委員会の調査委員会のほうでも検証もしていただきましたし、その後、我々みずからもその鑑定の委託をさせていただいて、その時点での判断もしております。

そういった意味では、今回出していただきましたこの100条委員会の結果というのは、これは当然、我々、重く受けとめておりますけども、その内容について、さらに改善すべき点についての御指摘もいただいておりますので、そういった件については、当然、真摯に検討させていただいて、今後、改善すべき点は改善していきたいと思っております。

出された結論につきましては、我々はガバナンス推進委員会の中で出た結論というものをどう評価するか、それとの関連でこのグリーンニューディール基金の調査報告書をどういうふうに検証するかということについては、そのガバナンスの調査をしていただいた専門家の意見も聞きながら、必要な対応があればしたいと思っておりますけども、ガバナンス推進委員会としてもその検証はさせていただきたいというふうに思っております。

意見

今回、内部で調査されたこととは全く違う結論が出たわけなんですよね。そして、それもいわば議会も外部でございます。外部の調査機関でございます。市の執行側ではない、副市長が長となるような委員会ではなくて外部の委員会、それが100条委員会でございます。その調査の結果を非常に軽く受けとめておられて、そしてそれに対する対応も一切されないということなので、非常に残念としか言いようがございません。

市長は、これまで3年間、さまざまな政策を打ってこられて、私ども吹田新選会も賛成する部分については賛成して、反対する政策、直近でいえば9月や12月の補正予算などには真っ向から反対させていただきました。

3年前の選挙で市長に選ばれたという事実と民意を尊重してこれまで是々非々でやっておりましたが、この単独随意契約の件、そしてそれに対する市長の認識と態度、そして議会に対する認識と態度、そして後日、後藤議員からも質問させていただきましたが、まだ解決しておりません政治資金の問題など、そもそも市民の信託を裏切るような状況が続いております。

このような状況下で、私ども吹田新選会としては、改めて議会の皆様に問わせていただきます。これ以上、吹田市の政治を、吹田市民の税金を井上哲也氏に任せてよいのかと。ぜひとも議会の皆様も政治家としての御判断をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

これで私からの質問を終わらせていただきます。